

特定非営利活動法人 たちかわ多文化共生センター（略称 TMC）

ご入会に際して

たちかわ多文化共生センターへのご入会に際しまして、本会をご理解の上、ご入会いただきたく、あらましを記述いたします。

本会の名称は、

「特定非営利活動法人 たちかわ多文化共生センター（略称 TMC）」です。

ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進を図ることを目的として法人格を有しています。ここでは、5つの項目について記します。

A たちかわ多文化共生センター（TMC）は、「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、次の要件（①～⑧）や義務（⑨⑩）を満たす団体です。

① 営利を目的としません。

（営利を目的としないとは、役員、会員等の構成員に利益を配分しない、ということです。）

② 宗教活動や政治活動を主目的としません。

③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としません。

④ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行いません。

⑤ 特定の政党のために利用しません。

⑥ 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど「その他の事業」を行いません。

（「その他の事業」とは、特定非営利活動以外の事業のことです。

その他の事業には、特定非営利活動を目的とした事業の活動資金を得るために行なう収益事業や特定非営利活動以外の公益事業、会員間の相互扶助のための福利厚生や共済の共益事業などが含まれます。

その他の事業の収益は、特定非営利活動に係わる事業に充てる必要があります。）

⑦ 暴力団、暴力団又は暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体ではありません。

⑧ 社員（正会員など総会で議決権を有する者）の資格の取得と喪失について、不当な条件をつけていません。

⑨ TMCの運営や活動について情報公開をしています。

⑩ 法に沿った法人運営をしています。

B **TMCの目的**は、

立川市に住み、働き、学び、憩う、国籍や民族を異にする人々が、同じ市民として共に生きる地域社会の創造に寄与するとともに、市民の国際意識の醸成と国際理解の促進を図り、もって地域市民を育てることです。

C TMCの特定非営利活動の種類とは、

- ① まちづくりの推進を図る活動
- ② 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ④ 国際協力の活動
- ⑤ 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動です。

D TMCの特定非営利活動に係わる事業は、次の通りです。

- ① 多文化共生に関する情報の収集と多言語による情報の提供
- ② 多言語による相談窓口の運営
- ③ 市民の国際意識を醸成するためや、国際理解を促進するための学習会、シンポジウム等の啓発事業の開催
- ④ 多文化共生を支援するボランティアの要請と組織化
- ⑤ TMCと共通の目的をもった市内各団体のネットワーク化
- ⑥ 多文化共生を促進するための文化、芸術、スポーツの交流
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業
- ⑧ TMCは2004（平成16）年4月1日現在収益事業を行っていません。

E 入会のご案内

- ① 会員の種別は、次の二つがあります。
正会員 TMCの目的に賛同した個人及び団体
賛助会員 TMCの事業を援助するために入会した個人及び団体
- ② 入会は、特に条件を定めていません。
ただし、Aの①～⑦の要件等に反する方は、入会をお断りいたします。
入会には、「入会申込書」と別に定める「入会金と会費」を納入します。
- ③ 平成16年4月1日現在
入会金 正会員、賛助会員とも 不要です。
年会費 正会員 個人 3,000円；学生 1,000円；団体 一口 10,000円
賛助会員 個人 2,500円；団体 一口 10,000円
* 個人会員と同一世帯者の入会は、二人目以降一人につき 1,000円です。
* 10月～3月に入会する正会員は、その年度の会費が暫定的に半額です。

F 問合せ先

特定非営利活動法人 **たちかわ多文化共生センター(TMC)**

立川市錦町 3-3-20 たましん RISURU ホール 5階

電話・FAX 042 (527) 0310